

神石高原町行財政改革 集中改革プラン

平成 18 年 3 月

神 石 高 原 町

目 次

集中改革プランの目指すもの	1
事務・事業の再編・整理，廃止・統合	4
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	5
定員管理の適正化	8
給与の適正化（給料表の運用等諸手当の見直し等）	11
第三セクター等の見直し	15
経費節減等の財政効果	18
その他	25

集中改革プランの目指すもの

本町は、平成 16 年 11 月 5 日に神石郡 4 か町村が合併し発足しました。

合併にあたり、十分な協議と調整を重ねてきましたが、厳しい財政運営や社会情勢の急激な変化、合併による町民の価値観やニーズの変化等、さらには、地方分権の急速な進展などにより新たな課題が発生しています。

そのため、平成 17 年 9 月に「神石高原町行財政改革大綱」を定め、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して行財政改革を推進しています。

この行財政改革大綱の基本的理念に基づく具体的な実施計画を定めるため、検討を重ねてきましたが、この集中改革プランは、実施計画を集中的に取り組み項目について、目標数値等を定め、できるだけ住民の皆さんにわかりやすい手法によりプランを提示するものです。

行財政改革は、単に行政組織機構の見直しや職員数及び給与の適正化のみにとどまらず町民にもご負担をお願いするものです。

職員一丸となって、このプランの推進に努めますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(財政健全化への取組)

18 年度～21 年度の 4 か年間にわたる財政状況の推計を行うと、当該期間においては基金等の取り崩し等により予算編成が可能なものの、翌年度以降にあっては歳入不足が予測されます。

歳入の不足は、財政規模の縮小を余儀なくされ、本町が進める少子・高齢化社会への対策をはじめ、町民が安心して暮らしていけるまちづくりの推進が厳しくなることが想定されます。

財源を確保し、安定した本町の発展を目指すため、重点的な取り組み事項を定め、本プランの具現化により歳出の圧縮を行うこととします。

また、今後の新たな行政課題に対応できるよう、更なる歳入の確保に努めることとします。

1 歳出の削減

財政効果目標額は、総額 39 億 4,200 万円とします。

人件費の抑制

17 年度から 21 年度までの職員等の定員の削減・給与等の見直しにより目標削減額を 4 億 1,100 万円程度とします。

物件費の削減

計画期間の削減目標額を 8,000 万円程度とします。

維持補修費の抑制

計画期間の削減目標額を 2,400 万円程度とします。

補助費等の削減

計画期間の削減目標額を 1 億 4,000 万円程度とします。

公共事業の効率的な執行

投資的経費国の公共事業の縮減等とあわせて、公共工事のコスト縮減の維持、入札契約制度の改善により計画期間の削減目標額を 32 億 6,400 万円程度とします。

扶助費の見直し

扶助費を聖域化することなく、積極的な見直しを行います。

2 歳入の確保

徴税対策

住民の不公平感の払拭の観点からも滞納整理に努めることとします。

効果額は、1,000 万円程度とします。

公有財産の売払

不稼働な町有財産については、18 年度以降において適正に処分を行うとともに、稼働効率の悪い行政施設についての管理運営を見直すこととします。

効果額は、800 万円程度とします。

使用料・手数料

町民負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、受益の度合に応じた適正な水準への見直しに努めることとします。

効果額は、500 万円程度とします。

3 推進方針

(1) 実施期間

「神石高原町行財政改革集中改革プラン」の実施にあたっては、17 年度から 21 年度までの 5 か年の具体的な取り組み目標を策定し推進します。

また、神石高原町行政改革大綱及び実施計画においても、本集中改革プランとの整合を図りつつ取り組むこととします。

(2) 推進体制

「集中改革プラン」の総合的かつ組織的な推進を図るため、町長を本部長とする「神石高原町行財政改革推進本部」において改革を推進するとともに、進捗状況の点検及び管理を行うこととします。

(3) 進捗状況等の公表

本改革プランに基づく行政改革の進捗状況は、「神石高原町行財政改革推進委員会」及び議会に報告するとともに「広報神石高原」や神石高原町のホームページ等を通じて公表します。

事務・事業の再編・整理，廃止・統合

（事務事業等の見直し）

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化した町民ニーズに柔軟に対応するため，事務事業については，効果や効率性の観点から，事業等の廃止・縮小や類似した事業を統合するなどの見直しを行い，行政の果たすべき役割，受益と負担の公平の確保，行政効率等に配慮し，行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

また，再編・整理等を行うにあたっては，行財政改革推進本部において調整を行い，行財政推進委員会の提言を反映しつつ，本部会の意思決定を経て，広報誌やホームページなどを通じてその状況を公表していきます。

17年度から21年度までの取組目標

- 支所制度の見直しを含めた行政事務機構の整理再編統合を早急に進めます。
 - ・ 平成17年度支所機能の改変
 - ・ 平成18年度支所機能の見直し
- 機構の改革にあわせて事務執行体制の効率化を検討します。

（行政評価システムの導入）

町の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し，その成果を共通の指標に基づき評価して，次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立します。

町政運営における行政資源の効果的な配分を図るとともに，評価結果を公表することにより，行政の透明性の向上を図り，町民参画の町政を推進します。

なお，行政評価システムの導入については，19年度の本格稼働を目指し，現在一部の事務事業において試行を実施しているところです。

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

本町においてもこれまで民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、さらに推進し、一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るために、民営化・民間委託・PFI・指定管理者制度などを活用します。

本町が行っている事務事業の洗い出し作業を、17年度下期から開始し、評価対象単位の再編・整理を行い、これらの行政評価を実施し適切な評価に基づく継続事業を決定します。

その際、委託化が可能なものの選択を進めるとともに、評価結果の公表に併せ委託先等の公表について21年度までに検討します。

（指定管理者制度の活用等）

改正地方自治法に基づく指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている制度です。

本町の指定管理者制度活用の考え方としては、「行政改革大綱」において、「公共施設の役割と民間能力の活用、景気即応型の効率的な官民協調」の仕組みを実現します。

このことを基本方針の一つに掲げ、民間とのコスト比較等をもとに事業方式の検討を行い、公設民営化や民間委託等の促進を図ることから、本町における民間能力の活用という行政改革大綱の基本方針に合致しているものと言えます。

したがって、本町では公設民営化等による民間能力の活用を図る観点からも、地方自治法の改正により創設された指定管理者制度を多くの施設で採用し委託することで、より効果的な管理運営を行うものとしします。

そのため、次により検討を行っていきます。

(1) 公の施設についての取組目標

17年度から21年度までの取組目標

- 18年度中に7施設について指定管理者制度を導入
予定対象施設と指定予定団体
三和共同福祉施設 地元商工会
陽光の里文化ホール 地元商工会
神石山村開発センター 地元商工会
堆肥センター（3箇所） 地元畜産団体
集会施設 地元自治振興会

17年度から21年度までの取組目標

- 19年度に導入予定施設（6施設）
 - 町営託児所 1施設
 - グループホーム施設 1施設
 - 観光交流施設 3施設
 - 共同調理場 1施設
- 20年度から21年度までに、その他の施設についても施設管理のあり方について検討し、直営でしか管理できない施設については出来るだけ制度導入する。

効果額

80万円

(2) 公の施設以外の施設についての取組目標

指定管理者制度導入対象施設以外の施設においても、サービス水準の向上と業務の効率化を図る視点に立ち、業務委託料の検討、アウトソーシングの可能性について検討し、積極的に活用していく。

(3) その他の事務についての取り組み

16年度末時点の委託状況

全部委託

本庁舎夜間警備、各種届出受理業務、ごみ収集、水道メーター検針業務

一部委託

本庁舎清掃、し尿処理、学校給食、道路維持補修、情報処理・庁内情報シス

テム維持管理

全部直営

総務関係事務

17年度から21年度までの取組目標

- 現在全部委託の事務は、経費の見直しを検討しながら引き続き委託で行い、一部委託、全部直営で実施している事務は、業務の統合を始め業務内容を見直すことにより、全部委託できる内容に変更し、21年度までにその方式を検討します。

（ P F I 手法の適切な活用 ）

P F I 手法による事業化にあたっては、事業スキームの設定から事業採算性等の検討は勿論のこと、実施方針の策定・公表により事業者への事業方式、事業収入などの事前情報を提供します。本町各種実施計画の策定にあたっては、P F I 事業等に対応できるかの検証を含め決定します。

定員管理の適正化

(定員管理の適正化)

本町は、合併時に全職員を旧町村から引き継いだことや、支所制度を設けたことなどにより総務省の定める「定員モデル」や「類似団体等職員数」と比較すると職員数が多くなっています。

類似団体の職員数を目標とした、平成 17 年度を起点とする定員適正化計画を策定し、適正な定員管理となるよう数値目標を定めたところでです。

今後、平成 22 年 4 月 1 日までに組織機構の見直しや事務事業の見直しにより、職員数を現在の職員数より 17.4%の削減を目指します。

表 1 類似団体との比較

(単位：人，%)

区 分	神石高原町 職員数 A	類似団体 職員数 B	超過数 C (A - B)	超過率 C / A × 100	参 考 (定員モデル)
議会・総務	53	36	17	32.08%	
税 務	14	10	4	28.57%	
福祉(民生・衛生)	69	41	28	40.58%	
経 済	37	21	16	43.24%	
土 木	13	10	3	23.08%	
一般行政部門 計	186	118	68	36.56%	179
教育(特別行政部門)	24	27	-3	-12.50%	
普通会計 計	210	145	65	30.95%	

資料：総務省「地方公共団体定員管理調査」(H16.4.1)

注 1) 普通会計とは、各地方公共団体間の財政的な比較等を行うため、地方財政統計上統一的に用いられている会計区分です。神石高原町においては、総職員数 227 人(17 年 4 月 1 日現在)のうち簡易水道、農業集落排水事業、国民健康保険事業、介護保険事業の職員を除いたものが普通会計職員です。

注 2) 類似団体とは、地方公共団体定員管理調査上で、全町村を人口と産業構造を基準にグループに分けたもので、神石高原町は、人口 1 万人～1 万 2 千人、第 1 次・第 2 次産業が 65%～75%のグループ(H-)に属しており、平成 16 年 4 月 1 日現在全国に 37 町村ありますがすでに合併し他の類型に移行した町村もあります。

注 3) 定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように、作成された算式のことです。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことの出来る分野の多い一般行政部門であり、教育、消防、公営企業などの職員は対象外です。

注 4) 教育(特別行政部門)には、教育長を含みます。

(1) 定員適正化計画の策定

合併直後の組織機構などの地域事情を考慮して、類似団体、定員モデルとの比較を行いながら適正な職員数の数値目標を設定した「定員適正化計画」に基づき計画的な職員数の抑制に取り組みます。

区 分	総職員数	適 用
平成17年4月1日 職員数 A	227	
平成22年4月1日 職員数 B	188	
削減目標職員数 B-A	39	
平成27年4月1日 職員数 C	157	
削減目標職員数 C-A	70	

備考：目標数値の算出にあたっては、つぎの要素を加味しました。（教育長を除く）

1. 定年退職者数-----「退職者等の推移」（表7）
2. 退職勧奨制度の活用----「退職者等の推移」（表7）
3. 新規採用者数-----「退職者等の推移」（表7）
4. 企業会計職員-----現員 17人を 11人とした体制に改める。
5. 教育長を含む。

表3 年 次 別 目 標

(単位:人,%)

区 分	平17年度	平18年度	平19年度	平20年度	平21年度	平22年度	平22~ 平26年度
4月1日現在職員数	227	217	213	205	196	188	157
対前年減員数	-	10	4	8	9	8	31
削減率	-	4.41%	1.84%	3.76%	4.39%	4.08%	16.49%
累計減員数	-	10	14	22	31	39	70
累計削減率	-	4.41%	6.17%	9.69%	13.66%	17.18%	30.84%

表4 退 職 者 等 の 推 移

(単位:人)

区 分	平17年度	平18年度	平19年度	平20年度	平21年度	平22~平26 年度まで
退職予定者数	10	4	9	9	9	35
定年退職者数	3	0	3	3	3	9
定年者数(参考)	3	0	6	8	9	32
勤奨等退職予測値	7	4	6	6	6	26
新規採用予定者数	-	-	1	-	1	2

備考：「定年者数(参考)」は、当該年度に定年となる職員数を表示しています。
定年者のうち一部は勤奨等による退職予測値に算定しています。

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確で誠実な対応を可能とする組織

住民ニーズへの迅速かつ確実に誠実な対応を目指すため、スピーディーな意思決定ができる組織づくりを推進します。

17年度から21年度までの取組目標

- 個々の職員の責任と権限が明確化され意思形成過程が簡素化された組織となるよう検討を開始します。
- 住民ニーズの的確な把握ができる行政機構となるよう整備を進めます。

給与の適正化（給料表の運用・諸手当の見直し）

（給与の適正化）

(1) 給与制度

本町における給与については、合併時において、旧町村の給与制度による職員間の不均衡を是正し、給与水準の平準化を図ってきたところです。

具体的には、退職時の特別昇給の廃止、退職手当の見直し、特殊勤務手当の廃止、管理職手当の見直しなどを実施し、給与の適正化に努めてきました。

また、平成 17 年度においては、特別職の給与の見直し、管理職手当の半減、給料月額 5%削減、時間外勤務手当の総枠制の実施など総人件費の抑制を図っています。

職員の給与制度については、町民の理解と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革に準じた新たな給与制度を構築していきます。

高年齢層職員の昇給制度の見直し

高年齢層職員の昇給制度については、現在、56 歳昇給延伸、58 歳昇給停止としていますが、国の制度に準じた改正により給与の抑制を行います。

17 年度から 21 年度までの取組目標

- 新たな給与制度の導入による人件費の抑制を行います。
- 高年齢層職員の昇給制度について、平成 18 年度から国家公務員に準じて抑制措置を図ることとします。
 - ・ 55 歳以上の職員の昇給号数の抑制

退職時の特別昇給の廃止（合併時に実施済）

退職時の特別昇給については、合併時に廃止しました。

退職手当の最高支給率の引き下げ（合併前に実施済）

退職手当の支給率については、旧町村において見直しを行い退職手当の最高支給率を国に準じた措置としました。

時間外勤務手当の削減

公務能率の低下や職員の過重労働による健康障害の発生防止のため、時間外勤務手当の縮減を図ります。

17 年度から 21 年度までの取組目標

- 17 年度以降の時間外勤務時間数を削減するため、総枠制を運用しており、継続することとします。

職務や能力、実績を反映できる給与制度及び民間や国等の同種の職種に従事する者との均衡に留意した給与制度の検討

業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の司会と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準などを検討します。

17年度から21年度までの取組目標

- 職務や能力、実績が反映されよう人事管理や同種の職種に従事する者との均衡のとれた給与制度の構築を目指します。

(2) 特殊勤務手当・調整手当の見直し

特殊勤務手当は、一般的にその支給要件として「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない」と認められるものに従事する職員にその特殊性に応じて支給」に該当するときは支給が認められています。

本町は、合併時において、業務内容の変化、職務の困難性等を考慮した結果、すべての特殊勤務手当や調整手当を廃止しました。

17年度から21年度までの取組目標

- 特殊勤務手当や調整手当の支給を廃止しました。

(3) 出張旅費の見直し

出張旅費については、合併時に、公用車の利用や日当について一部見直しを行っているところです。

しかしながら、社会情勢の変化や住民の理解と支持が得られるような制度とすることが求められています。

そのため、旅費規程の見直しを行い、実態に即した制度となるよう見直しを行います。

17年度から21年度までの取組目標

- 旅費規程の見直し、特に日当についての見直しを実施します。
 - ・平成18年度から日当の概ね5割削減について検討します。

(4) 通勤手当の見直し

本町は、中山間地域にあり公共交通機関が発達しにくい風土にあります。そのため独自の通勤手当制度により手当を支給しています。

今後、職員の通勤実態や地域性を考慮しつつ、通勤手当の見直しを検討することとします。

17年度から21年度までの取組目標

- 通勤手当の見直しについて検討します。
 - ・ 国家公務員に準じた制度を目指します。

(定員・給与等の状況の公表)

定員・給与等については、「神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、その状況をホームページや町広報紙に掲載し町民に公表することとしています。

17年度から21年度までの取組目標

- 定員の適正な管理や給与の状況の公表については、条例に基づき、町民にわかりやすい方法で、広報紙のほかインターネットを利用し公表を行っていきます。

(福利厚生事業)

本町における職員の福利厚生事業は、主に広島県市町村職員互助会において事業を行っているところですが、昨今の社会情勢を考慮し、町民の理解と支持が得られる福利厚生制度であることが必要です。

17年度から21年度までの取組目標

- 職員互助会への負担金については、町民の理解と支持が得られるよう見直しを行い、適正に運営実施されるよう努めます。

（人材育成の推進）

本町は、平成 17 年 11 月に「神石高原町人材育成基本方針」を策定し、町職員の共通目標である「迅速」・「確実」・「誠実」に業務が遂行できる職員像を目指しています。

これらの職員を育成するため人材育成戦略に基づき必要な研修を行い、人材育成を行うこととしています。

地方分権時代を迎え、本町においても自己決定の下に地域固有の政策課題に対応していくことが求められており、時代の変化を認識し、新たな発想と政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成が急務であります。

そのためには、職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、人事制度と研修制度の連携を図り、必要に応じて人材育成基本方針の見直しを行うとともに、新たな人事評価システムを構築することとしています。

(1) 人材育成基本方針の見直し

社会情勢の変化などにともない、随時人材育成基本方針を見直すこととします。

17 年度から 21 年度までの取組目標

- 人事制度と研修制度の連携により、地域固有の政策課題に対応でき、自ら考え行動する職員の育成を図ります。
- 職域を核とした風土づくりを進めます。
- 内部研修の充実を図ります。

(2) 新たな人事評価システムの構築

新俸給表に対応し、職員が意欲をもって執務を遂行し、公平かつ客観的な新たな人事評価システムの構築が求められています。

17 年度から 21 年度までの取組目標

- 公正かつ客観的な新たな人事評価システムの構築を目指し、職員の意欲・能力を最大限に引き出す人事評価システムを構築します。

第三セクター等の見直し

本町の第三セクターや公社は、旧町村において地域の要請を受けて設立されたものであり、町の行政施策と密接に連携しながら行政サービスの公共的部分を補完する役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化とともにその役割も変化してきました。

また、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことからそのあり方が問われています。

さらに、各第三セクターや公社の経営方針や営業形態に差異があり、合併にともないこれらの統一も求められています。

第三セクターや公社の役割等を再検討し、町の取り組む課題と第三セクターや公社自らが取り組む課題について明らかにし、第三セクターや公社の統廃合や町の関与のあり方について次の事項を中心に抜本的な見直しを図ることとします。

- 外部による監査体制を強化するとともに、行政評価の視点を踏まえ点検評価の充実・強化を図る。
- 経営状況等について、議会への経営状況説明のほか、住民に対しホームページなどの活用によるわかりやすい情報公開に努める。
- 給与、役職員数の見直し、組織機構のスリム化等を行う。
- 町からの財政的関与の見直しを行う。

(既存法人の見直し)

(1) 第三セクターや公社の統廃合に関する総合的な指針の策定

合併時においては、既存の第三セクターや公社をすべて現状のまま引き継いでおり、早急な見直しと経営管理についての統一的な指針を作成し、その役割が類似したものは統合し、その役割を終えたものは解散します。

既存の第三セクターと公社の状況はつぎのとおりです。

表 5

団体名	主な業務	備考
有限会社さんわ 182 ステーション	特産品の販売	
有限会社油木特産販売	特産品の販売	
有限会社神石高原直売公社	特産品の販売	
株式会社帝釈峡スコラ	観光施設の運営	
有限会社豊松陽光の里公社	農作業受託・農業生産活動	
有限会社三和農業公社	農作業受託	
三和リゾート開発株式会社	宿泊施設、浴場の運営	

(2) 第三セクターや公社の統廃合・整理等見直しの実施予定

第三セクターや公社の役割を再検討し，類似団体の整理統合を行い，その役割を終えたものは解散します。

17年度から21年度までの取組目標

- 18年度中に，全ての第三セクターを対象に統廃合を含めた総合的な改革実施計画を策定し，21年度までに統廃合を行います。
- 平成18年度中に(有)三和農業公社と(有)豊松陽光の里公社の2者の第三セクターについては，業務内容，事業計画，需給バランス等の調査，研究を具体的に行うとともに出資金の調整方法，清算計画を作成し当年度中に統合するよう努める。いい
- 平成19年度からは特産品販売施設（3施設3法人）の統合を農業公社と同様，調査研究を行い早期に統廃合する。
- 観光施設観光施設の法人についても，他の観光施設との合理的な統合を視野に経営の統一を図る。
また，全第3セクターについて施設の所有，経営のあり方について再検討し，必要に応じ出資引き上げ，完全民営化も検討する。

(監査や情報公開体制の整備)

(1) 監査及び点検評価体制の整備

第三セクターや公社の経理について，外部監査体制を導入し，適正な組織運営が図られるよう体制整備を図ります。

また，経営の専門的知識を有する者の経営指導体制を整備し，自立化が図られるよう点検評価することとします。

(2) 情報公開実施状況及び取組目標

第三セクターや公社の経営内容や事業報告は，内部報告と町議会への報告にとどまっているが，住民にわかりやすい財務諸表の公表とあわせて財務支援の状況，点検評価結果，その必要性や今後の見通しなどの情報公開を行います。

17年度から21年度までの取組目標

- 20年度までに，全ての第三セクターや公社の財務諸表等をホームページに掲載します。

（第三セクターや公社の経営形態の見直し）

(1) 経営理念の確立による自立化

現在の第三セクターや公社の経営形態におおきく差異があることから統廃合によりそれぞれの事業形態に応じた経営理念の確立と事業展開を目指すため経営の指針を定め、機構のスリム化や役員及び職員数の適正化を目指すとともに自立できる法人となるよう経営努力を求めることとします。

(2) 町の財政的関与の見直し

第三セクターや公社の統廃合、経営理念の確立と自立化により、段階的に町の財政的支援を見直していきます。

経費節減等の財政効果

(経費の節減合理化等財政の健全化)

景気低迷による税収の減少や地方交付税，補助金の削減などの三位一体改革による財源不足が深刻化する中で，義務的経費の増加を余儀なくされ，厳しい財政運営となっています。

今後の財政運営については，歳出では，人件費をはじめとする義務的経費，施設管理経費，物件費から普通建設事業費にいたるすべての分野において，より一層の歳出削減を進める必要があります。また，歳入においても，税収入，使用料・手数料，財産収入など，徹底した歳入の確保に努める必要があります。

さらに，限られた財源を有効に活用できるようにこれらの取り組みと合わせて施策・事業の選択と集中をより進めていくなど，財政改革に積極的に取り組んで行かなければなりません。

本町の財政状況については次のとおりです。

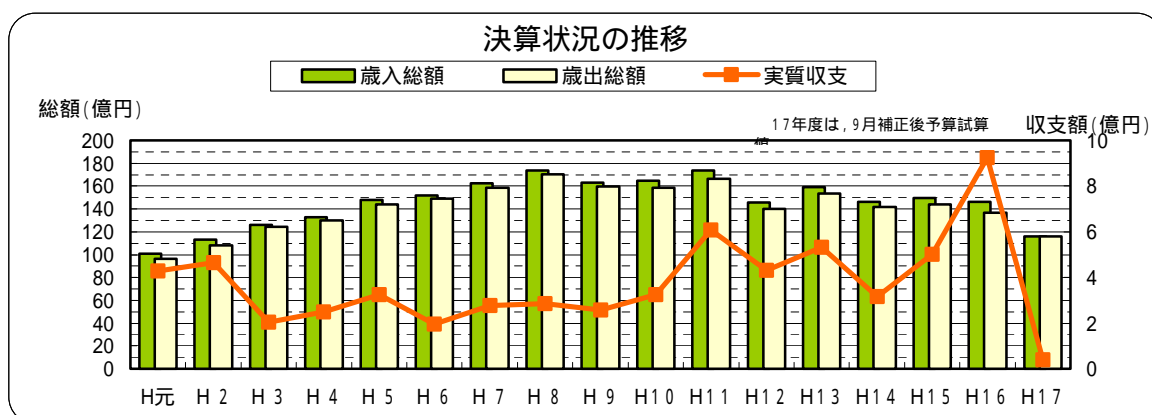
なお，15年度までの数値は，旧町村普通会計財政状況調査の数値を基に算出しています。

(1) 財政の状況

ア．決算額の推移

本町は，平成16年11月に4町村2一部事務組合の新設合併によりスタートしましたが，決算額をみると，8年度までは右肩上がりでしたが，その後は減少傾向となっています。

景気低迷による減収や三位一体改革による財源不足が深刻ですが，当町においても自主財源は乏しく今後においてもそれは期待できません。したがって，より厳しい財政運営となることが推測されます。

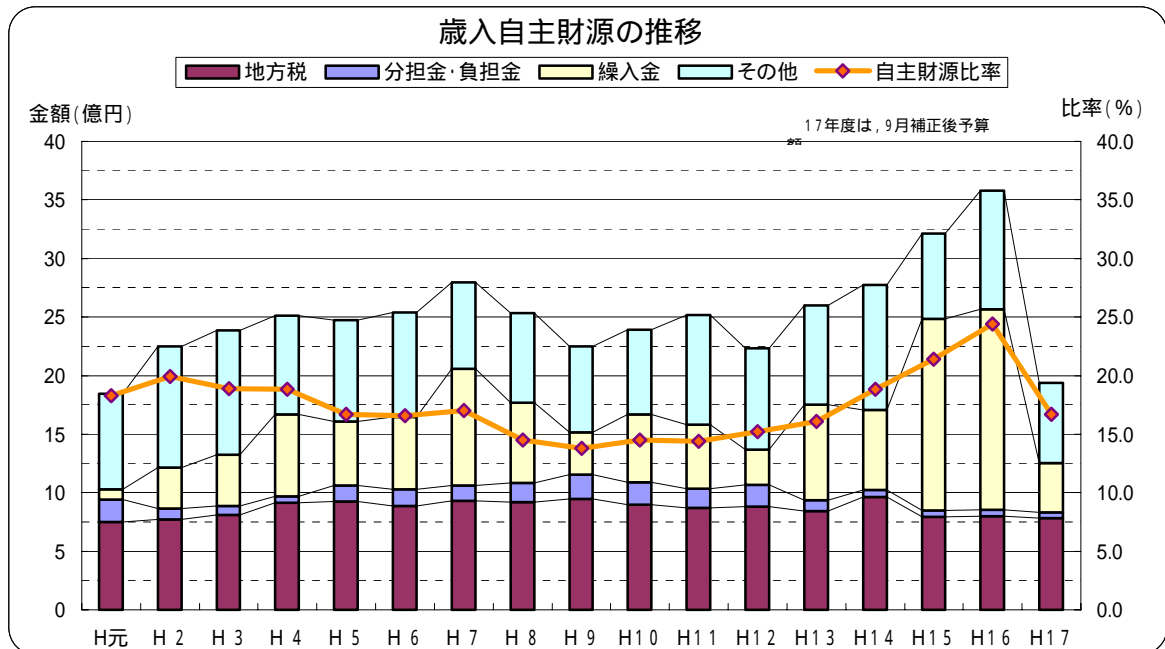


イ．町税等の自主財源

本町の税収は、6年度の特別減税により減少しましたが、その後若干回復したものの10年度以降は、長引く景気の低迷による町民税の減収等が、町税全体に影響を及ぼし、減少傾向が続いています。

中山間地にある当町にとって税財源は少なく歳入全体に占める割合も、5%～7%台で推移しており今後もこの状況は続くものと推測されます。

また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として自主財源比率がありますが、本町の場合、年度により差があるものの約2割弱が自主財源と収入財源が乏しく地方交付税(歳入の約40%～50%)等の依存財源に頼るところが大です。自主財源比率は、元年度以降14%～20%の間で推移してきましたが、13～16年度における自主財源の増は財政調整基金等の基金を取り崩したことによるものです。

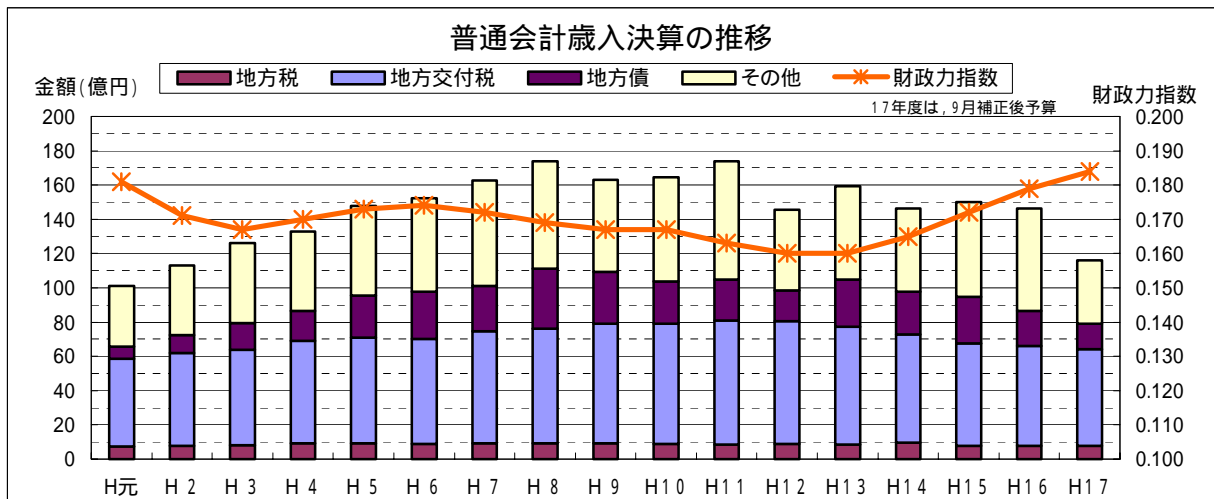


自主財源とは、自治体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいう。

依存財源とは、国・県から交付されたり、割り当てられたりする収入のことで、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などのことをいう。

ウ．財政力

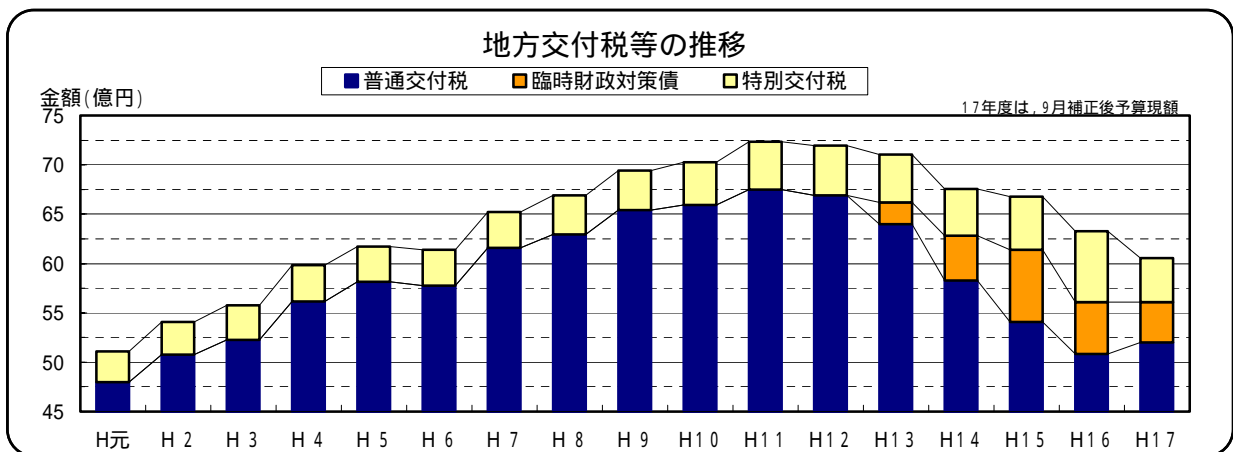
自治体の財政力を示す指標として、普通交付税算定の際に積算される財政力指数があり、この財政力指数が1超の場合、その団体は財源に余裕があり、標準的な水準以上の行政を行う力があるとされ、1未満の場合には、財源の不足を補うため、国から普通交付税が交付されます。税をはじめとする基準財政収入額の乏しい本町においては、0.160～0.179ポイントの間で推移していますが13年度からの増は基準財政需要額の減に伴うものです。



財政力指数は、各年度に積算された数値の過去3年間の平均値を使用している。

エ．地方交付税

本町の地方交付税は、11年度の72億36百万円を最高にそれ以降は減少が続いています。13年度以降、国の財源不足から臨時財政対策債が導入されたことや、国の三位一体改革の進展に伴う交付税制度の見直しにより、16年度には臨時財政対策債を合わせて63億24百万円の交付がありました。今後人口の減少或いは三位一体改革等により更に減少していくことが予想されます。



地方交付税とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことが出来るように、必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税がある。また、通常の国庫支出金とは異なり、用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源となる。

普通交付税は、合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と標準的に徴収が見込まれる税収入等（基準財政収入額）を算定し、収支差引がマイナスとなる場合に、これを補うために国から交付される。

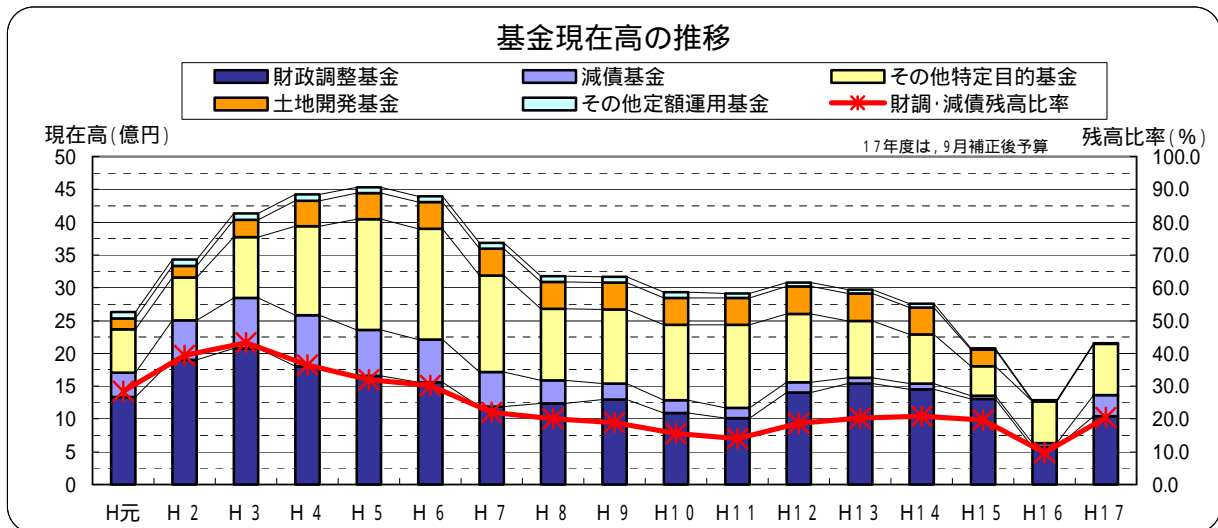
特別交付税とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することが出

来なかった，各自治体の特別な事情を考慮して交付される。

臨時財政対策債とは，国が普通交付税として自治体に交付してきた額のうち，交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分について，その半額を赤字地方債に振替えたもので，通常の地方債とは異なり，一般財源となる。（後年度の元利償還金が，普通交付税算定の際に基準財政需要額に算入されるもので，当初，13～15年度の臨時的措置が，更に3年間延長されている。）

オ．基金の状況

基金には，財源不足の補てん等に対応する財政調整基金や公債費の償還に対応する減債基金のような一般財源となるものと，施設建設基金のような特定の目的のための積立基金や，土地開発基金のような特定の目的のために定額の資金を運用するものがあり，本町では，全会計で現在 14 の基金が，それぞれの目的に応じて設置されています。16 年度末の財政調整基金残高は 5 億 74 百万円となっています。普通会計基金総残高は，16 年度末では 12 億 88 百万円で，今後も一定額を確保していく必要がありますが，厳しい財政状況から基金の積立は困難な状況にあります。



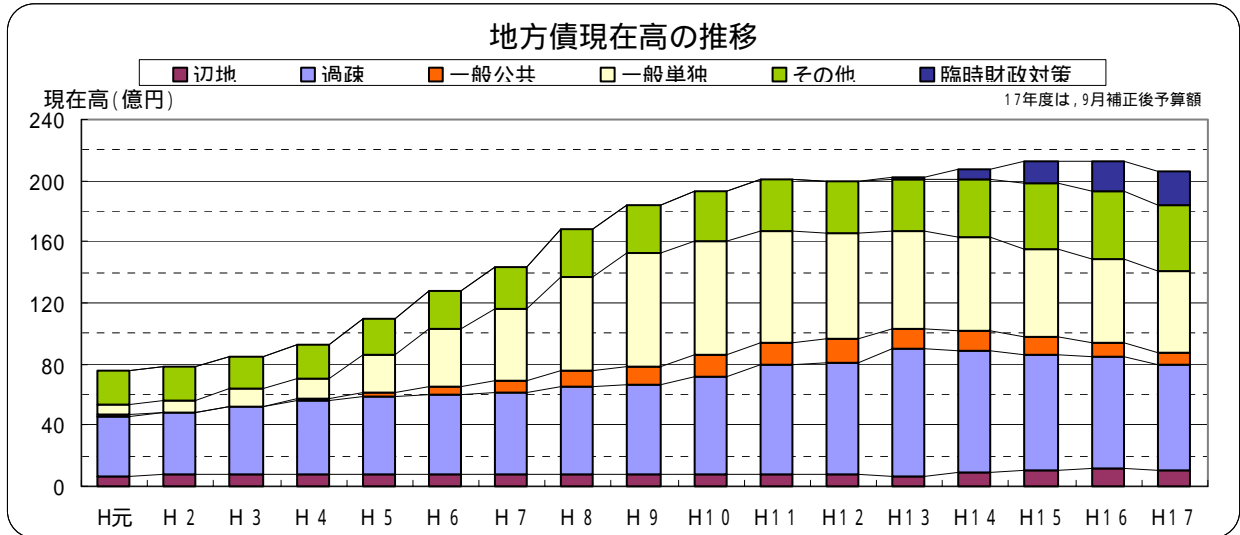
カ．借入金

地方債（町債）は，自治体が財源の調達を目的として行う「借金」で，その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

地方債の活用により，「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが，翌年度以降，その償還のための支出を義務づけられることになるため，過度に地方債に依存することは後年度の財政負担が大きくなり，将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本町の場合，16 年度末の町債残高は普通会計で 212 億 83 百万円であり，元年度と比較すると，2.8 倍に増加しています。自主財源の乏しい本町にとって，地方債

に依存することは避けて通れない部分ですが、今後は借入金の返済状況を勘案しながら、普通交付税算入等により有利な条件による起債に集中できる事業の選択を行い、将来計画を見据えた借り入れをする必要があります。



表示された町債残高は、元金のみで利息は含まれていません。

町債の借入先は、国の財政融資資金、公営企業金融公庫、民間銀行などです。

(2) 財政状況の分析

本町では、事業の見直しや経費節減を行うなど効率的な財政運営に努めていますが、徐々に厳しさを増しています。

歳入面では、長引く景気の低迷や恒久的な減税の影響を受け、税収は減少の一途をたどっています。

一方、歳出面では、国の経済対策等に対応しつつ公共事業に取り組んできたことなどに伴う町債発行により、今後町債の元利償還のため公債費の増加が見込まれ、少子高齢化に伴う福祉医療関係費も増加傾向にあります。

また、国の三位一体の改革が進む中で、地方への税源移譲とともに、国庫補助負担金や地方交付税の見直しがあり、本町における財政運営も更なる改革が必要となっています。

このような厳しい財政状況の下でも、少子高齢社会、情報通信社会、生活基盤確保、地域活性化に対応するための諸施策に取り組んでいかなければなりません。

このような中で、建設計画や17年度に策定した過疎計画を執行すると基金を取り崩しながら、18～21年度までの4年間は何とか財政運営できるものの、それ以降は収支ギャップが生じる状況となり赤字運営となることが予想されます。

普通会計財政計画

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入	町税	765,169	862,675	837,636	823,209
	地方譲与税・交付金	772,587	632,587	625,587	618,690
	地方交付税	5,380,334	5,267,701	5,117,481	5,036,738
	普通交付税	4,914,087	4,842,019	4,717,340	4,660,605
	特別交付税	466,247	425,682	400,141	376,133
	町債	1,463,700	1,665,900	956,400	738,900
	その他の歳入	2,465,808	2,313,635	2,185,486	1,947,652
	歳入計(A)	10,847,598	10,742,498	9,722,590	9,165,189
歳出	人件費	1,920,105	1,894,559	1,801,963	1,718,024
	物件費	1,638,283	1,595,884	1,554,624	1,514,469
	維持補修費	83,725	84,068	84,415	84,765
	扶助費	376,903	381,247	385,643	390,092
	補助費等	1,174,961	1,147,212	1,125,739	1,109,482
	普通建設事業費	1,674,577	1,771,396	1,214,836	888,466
	公債費	2,568,999	2,523,357	2,469,038	2,413,212
	その他の歳出	1,284,584	1,272,901	1,031,282	1,014,716
	歳出計(B)	10,722,137	10,670,624	9,667,540	9,133,226
収支(A) - (B)		125,461	71,874	55,050	31,963

【前提条件】

1 歳入

- ・町税については、自主財源の乏しい本町にとって 18 年度税制改正の影響増はほとんど期待できないため、また普通交付税・特例交付金及び所得譲与税の増減に連動しているため 17 年度ベースより算出。
- ・地方譲与税のうち所得譲与税については、町税の増加を見込んでいないため、17 年度ベースにより推計。
- ・町債は、新町建設計画及び過疎計画を基に推計。また、臨時財政対策債は 21 年度まで継続されるものとして算出。
- ・普通交付税は、18 年度より使用される国調人口減を考慮し推計。
- ・その他の歳入については、過去の決算状況の伸び率を勘案して、17 年度予算ベースから算出。

2 歳出

- ・人件費については、定年退職及び定期昇給のみを見込み、給与改定は見込まずに算出。
- ・普通建設計画は、新町建設計画及び過疎計画を基に推計。
- ・その他の歳出については、過去の決算状況の伸び率を勘案して、17 年度予算ベースから算出。

（補助金等の整理合理化）

17年度一般会計当初予算額 107 億円の内，19 節負担金・補助及び交付金は，16 億 1,313 万 4 千円で 15.1%を占めています。このうち，合併後初の通年予算となる当初予算編成においては，旧町村間でのばらつきの統一を図ってきましたが，団体補助金等の整理統合や減額・廃止，奨励的補助金については，交付要綱の見直しにより更なる縮減を図る方向で 17 年度中に検討していきます。

また，町が所有する各施設における維持管理のあり方及び遊休施設の有効活用等についても，18 年度予算に反映できるよう一定の方向性を出しながら，経費の削減を図る計画です。

今後とも，行政評価等を活用し，各事務事業についての検証を行い終期の設定など更なる経費の縮減に最大限の努力をしていかなければなりません。

（公共工事）

公共工事のコスト縮減について，18 年度から 21 年度までを計画期間とします。

また，公共工事の入札・契約については，入札・契約適正化法において義務づけられた部分や適正化指針における主要部分について既に対応しています。

今後，17 年度から導入した電子入札等システムを活用し，入札・契約における更なる情報公開の拡充及び公正・公平性の確保，併せて入札事務の効率化を図っていく必要があります。

その他

(その他の事業等の経営健全化)

本町の地方公営企業等の事業数は，地方公営企業法非適用の簡易水道事業，農業集落排水事業の2事業となっています。

これらの事業について自治体が直接実施すべきかPFI事業として設置されるべきか検討の余地を残すものです。

また，直接実施する場合にあつての指定管理者制度などの活用とあわせて経営計画や事務事業の見直しなどを行う必要があります。

その他特別会計を構成するものとして，観光開発事業などがあります。

各事業においては，社会経済情勢の変化を適切にとらえ，経費の節減や効率的な会計運営により一層の経営の健全化を推進します。

(1) 簡易水道事業

社会経済情勢の変化や生活様式，生活形態の変化，自然環境の変化に伴い安全で安定した水道水の確保が求められています。

生活用水は生活の近代化とともに急速に使用量が増え，自家用水道では不足する世帯が増加した経緯があり，簡易水道事業として，快適で安全な生活用水の確保に向けて施設整備を推進してきました。

施設加入者，識見を有する者及び施設管理者で構成する運営委員会を定期的に関催し，施設の整備や運営について協議しております。

今後においても事業を推進する必要がありますが，運営委員会において，適正な事業規模の把握や既存施設の経営形態の検討を行いつつ，独立採算に向けた経営形態の確立にむけて調査，検討，見直しを図ることとします。

17年度から21年度までの取組目標

- 18年度中に，検針・収納業務，漏水対策，取水施設や浄化・配水施設の維持管理業務について，総合的に点検と見直しを行います。
- 使用料の見直し
各給水施設ごとに，維持管理費などについて調査，比較検討を行い，独立採算に向けた方策について検討します。

定員管理・給与の適正化

H17年4月1日～H22年4月1日までの定員管理の適正化目標 1名減員
町一般職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

定員管理，給与の適正化の状況の公表

給与については町の条例に基づき公表（17年度から実施）
経費節減等の財政効果

17年度から21年度までの取組目標

- 未収金の徴収対策を検討します。
- 施設の設置方法や維持管理体制の見直しを検討します。

(2) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は，快適な生活と自然環境の保全を目的として，旧町村時代に整備されました。

本町の地形条件から集落密集地を中心に整備されていますが，区域の拡大等は効率の悪さから見送られており，周辺部は合併処理浄化槽により補助事業として取り組みます。

この事業におきましても，簡易水道事業と同様の運営委員会を組織しており，適正な施設運営となるよう努めております。

今後におきましては，処理施設への加入促進，維持管理体制の見直しを行い，引き続き町民の快適な生活環境の確保と自然環境の保全を目指します。

17年度から21年度までの取組目標

- 18年度中に，収納業務や維持管理業務について，総合的に点検と見直しを行います。
- 使用料の見直し
各処理施設ごとに，維持管理費などについて調査，比較検討を行い，独立採算に向けた方策について検討します。

定員管理・給与の適正化

H17年4月1日～H22年4月1日までの定員管理の適正化目標 1名減員
町一般職員の枠組みに沿って適正化を図ります。

定員管理，給与の適正化の状況の公表

給与については町の条例に基づき公表（17年度から実施）

経費節減等の財政効果

17年度から21年度までの取組目標

- 加入促進の推進をします。
- 合併浄化槽の普及促進を取り組みます。

(3) 観光事業

経営の健全化・効率化等経営基盤の強化へより一層の取組みの必要性を認識しており，サービス供給の適否の再検討を実施し，指定管理者制度など民間的経営手法の導入に努めることとします。

定員管理・給与の適正化

事業として独立した人事形態を有しておりません。

経費節減等の財政効果

17年度から21年度までの取組目標

- 施設のPRなどにより利用者の増加対策を支援します。
- 管理方法について検討します。

（町民との協働の推進）

自治振興会などの自主的な活動に対する支援など，町として活動主体との連携・協力を積極的に取り組んでいるところです。

今後においても，町民参加・協働などを積極的に取り組みます。

（公正の確保と透明性の向上）

地方公共団体を取り巻く厳しい状況下において，地方公共団体の自己決定権がますます拡大していくことに伴い，地域の様々な力を結集し，これに対応していかなければならない。そのためには，住民等への説明責任を果し，住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

これまでに情報公開条例や行政手続条例の制定，自治振興連絡協議会との協働などにより，これらに対応してきました。

今後もこれらの制度を有効的に活用しながら，引き続き公正の確保と透明性の向上に努めていきます。

（1）情報公開制度の導入

情報公開制度は，合併時に導入済みです。

今後，この制度を有効に活用し，町政への町民参加と協働の推進を図り，公平で開かれた町政の推進を図ります。

（2）行政手続制度の導入

行政手続制度は，合併時に導入済みです。

今後，この制度を有効に活用し，公正の確保と透明性の向上を図り，もって町民の権利保護を図ります。

（3）パブリックコメント制度の導入

パブリックコメント制度の導入について，その制度の必要性，効果的な運用について検討します。

（電子自治体の推進）

社会情勢の変化とIT化の進展により，行政手続きや情報の共有化といった電子自治へ対応するため，18年度中に基本的指針を明らかにし，既存システムの効率的な運用や改革のための実施計画を策定します。

（1）行政手続きのオンラインの推進

広島県と県内自治体で公共工事入札の透明性・客観性・競争性を向上させ，併せて

入札参加資格審査申請の利便性の向上を図るため、「広島県電子入札共同システム」の運用を開始しました。

(2) 共同アウトソーシングの推進

共同アウトソーシングについてその実施を検討します。

(3) 公的個人認証サービス

「公的個人認証サービスセンター」において、導入していますが、利用促進のための啓発活動を推進します。

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

広域的な活用が推進されるよう検討します。

(5) 総合行政ネットワーク

L G W A N - A S P ネットワークも活用を推進します。

17年度から21年度までの取組目標

- 電子自治体の構築に向けて18年度において実施計画を策定します。
- 各種業務システムの効率的な運用を目指します。
- アウトソーシングの推進について検討を行います。